

4.6 地域項目：災害時活用情報

災害時活用情報としては、住民が浸水時に危険を察知し、浸水被害を軽減するために自らが取るべき行動に役立つ情報を記載する。

災害時活用情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- (1) 過去の浸水実績
- (2) 地下街、地下室等の情報
- (3) 自助に関する事項
- (4) 共助に関する事項
- (5) 排水ポンプ場の情報
- (6) その他

【解 説】

対象降雨により発生する内水浸水想定区域以外に、過去の浸水実績や、ポンプ排水区域がある場合の排水ポンプ場運転調整水位等を記載することは、住民等が浸水時の危険性を察知するのに有効である。また、浸水が発生した場合の自助や共助による対応として、土のうや止水板の設置、災害時要援護者への支援など、住民自らが被害を軽減するのに役立つ具体的な対応策を記載することが必要である。

(1) 過去の浸水実績

内水浸水想定区域以外に、過去の浸水実績や地域特性として浸水が頻繁に発生する地区を内水ハザードマップで示しておくことは、住民等の自助意識を醸成する上で効果的である。過去の浸水実績として記載すべき情報は、浸水範囲、浸水深、浸水時間等が挙げられるが、床上浸水、床下浸水、道路冠水等の浸水被害状況を区分して表示し、合わせて、浸水被害の発生年月日や降雨状況についても記載するなど、住民が被害状況を容易にイメージできるよう記載方法を工夫することが望ましい。

浸水実績の表示方法としては、過去の複数の浸水実績を重ね合わせて表示する場合や過去に発生した代表的な浸水実績を抽出して表示する場合等が考えられるが、浸水発生時の降雨規模や浸水の発生原因を勘案し、住民が容易に理解できるような表示方法を検討する必要がある。

浸水実績の記入の一例を以下の図に示す。



図4-16 過去の浸水実績記入例（出典：東京都北区洪水ハザードマップ）

（2）地下街、地下室等の情報

地下街等は閉鎖的な空間であり、一旦浸水が始まれば水位が急激に上昇する恐れがあり、水災上の危険性が極めて高い。また、地下街等（地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設）の利用者は、最新の気象情報や河川の状況等の把握が困難であるため、浸水の危険性の認知が遅れ、人命に関わる深刻な被害を受ける可能性がある。

そのため、内水浸水想定区域内に地下街等があり、浸水時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると判断される施設については、その所在地を記載するほか、避難情報の伝達方法や浸水時の状況等について、地下街管理者や地下街等の利用者に必要な情報を記載する必要がある。

浸水シミュレーションで地下から地上に出る階段上端部分と想定浸水深との差（越流水深）が20cm以上になると予想される地下街等では、地下に流入する水の流れが速く、階段を昇るのが困難な状況となる。この場合、過去の浸水実績や浸水シミュレーションにより想定される浸水深の上昇速度と地上部での浸水状況を勘案し、地下にいる人々に避難を呼びかけて避難が完了するまでの時間を考慮した上で、迅速な避難の呼びかけ、誘導及び地下への流入を遅らせるための止水板や土のうの設置等の対策が必要となる。詳しくは、「地下空間における浸水対策ガイドライン、地下空間における浸水対策検討委員会」、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き（案）、平成16年5月、（財）日本建築防災協会」を参照されたい。

なお、道路や鉄道横断部に設けられたアンダーパス（下越道路）は、当該箇所に設置された排水ポンプ場の能力を上回るような降雨が発生した場合は、短時間で浸水して危険な場合があるので、注意を促すことも必要である。

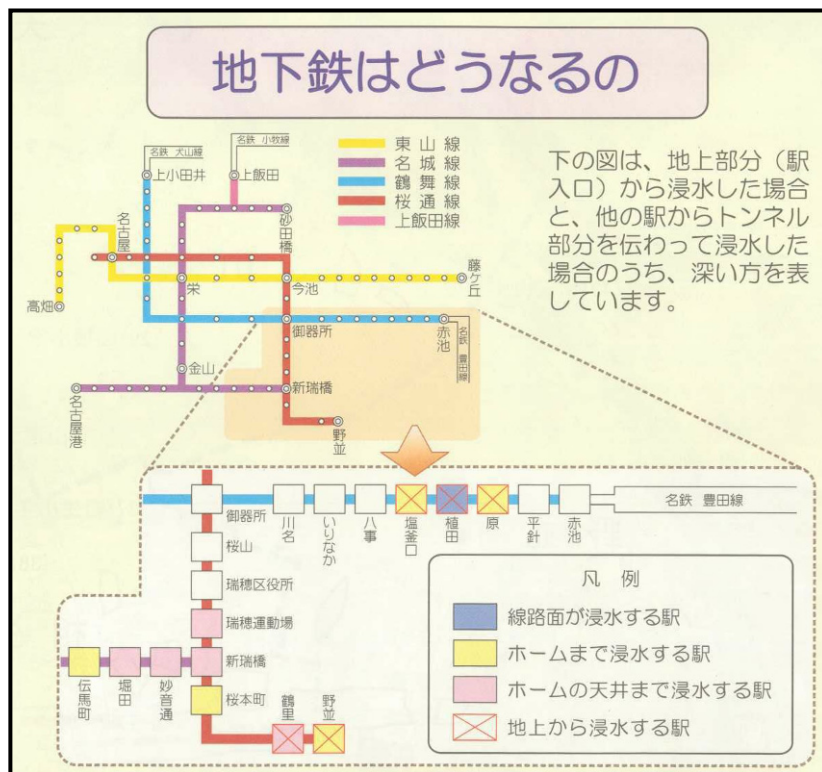


図4-19 地下鉄の浸水表示例

(出典：名古屋市 天白川洪水ハザードマップ)

(3) 自助に関する事項

緊急かつ効果的に浸水被害を軽減するためには、住民自らの水防活動を促進することが重要であり、自助としての水防活動について具体的に記載する必要がある。特に、浸水初期の段階や、想定浸水深が20cm程度以内の場合、家庭で身近にあるものを使った簡易な水防工法により、容易に浸水被害を軽減することが可能となる(図4-20参照)。なお、地下街等広範囲に浸水の防止が必要な場合は、止水板の設置が有効であり、浸水深が20cmを超え50cm程度以内と想定される区域においては、床下浸水を軽減するため土のう等の準備(図4-21参照)が必要となる。

想定される浸水深が、土のうや止水板の高さを上回る区域においては、一般的には避難が必要となるため、平常時から水災発生時に必要なものを準備しておくことが必要であり、準備物のリストを内水ハザードマップに記載しておくことも有効である。

なお、想定される浸水深が、避難を必要とする深さでない場合や想定される浸水時間が短時間の場合、あるいは避難のための十分な時間が確保できない場合には、予定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅の2階や近隣の安全な建物への一時的な避難が有効となる場合があることについて記載しておくことは、避難の際の事故を未然に防止するうえで重要である。

また、避難をする場合には、原則として徒歩によること、単独での避難行動は危険が伴うため2人以上で避難すること、長靴は水が入ると歩きにくくなること、開水路や蓋のずれたマンホールに落ちないように探り棒あるいはその代用としてスキーストックなどを用意しておくことを記載しておくことも有効である。

避難時に車を使用すると交通渋滞を招き、道路冠水等により動けなくなる。このため、車による避難は、避難準備情報が出た初期の段階に、徒歩による避難が困難な災害時要援護者等の移動のために使用する等限定すべきである。

自助に関する情報の表示例を図4-22に示す。

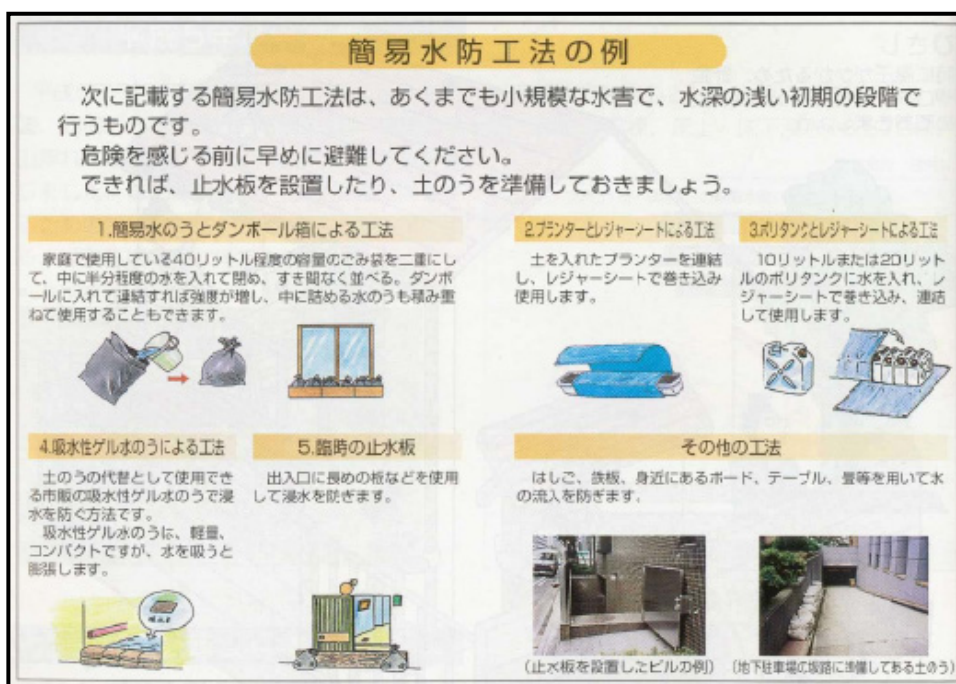


図4-20 簡易水防工法の例（出典：名古屋の防火&防災）

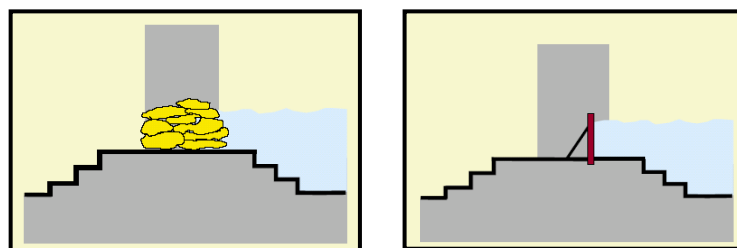


図4-21 土のう、止水板の設置

（出典：（財）日本建築防災協会、浸水時の地下室の危険性について）



図4-22 避難時の心得（出典：文京区水害ハザードマップ）

（4）共助に関する事項

地域における災害時要援護者、すなわち高齢者、乳幼児、妊婦、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、外国人等の災害時に必要な情報を得ることや迅速かつ適正な避難あるいは待避行動をとることが困難な人々については、被災の危険性が高いため、積極的に地域ぐるみで支援をしていく必要がある。

このため、災害時要援護者に係わる施設の名称、所在地を内水ハザードマップに記載し、さらに災害時要援護者への避難支援プランをあらかじめ作成しておくことが重要である。詳しくは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン、平成18年3月、災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を参照されたい。

また、災害時要援護者だけでなく、健常者においても単独の行動は危険性が高いため、近隣住民への呼びかけを行い、避難勧告等の情報を確実に伝達したうえで、集団で避難や一時的な待避行動が取れるような体制を構築しておくことが望ましい。

自主防災組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織であり、水災発生時における地域の避難救援活動、災害復旧活動に機能することが大いに期待される。このため、地域住民自らが地域の自主防災組織の有無や連絡体制等について確認することを、内水ハザードマップにおいて促すことも必要である。

自主防災組織や町内自治会の活動事例を以下に示す。

- ・水災時に電話等の情報伝達手段が使えなくなることを想定した情報伝達の訓練
 - ・様々なハザードマップをもとに地域特性に応じた項目を追加した複合的なハザードマップ作り
 - ・マンション上階等を一時的な待避場所として提供する取り決め
 - ・水はけをよくするための雨水ますや側溝のゴミや泥の定期的清掃
- 共助に関する情報の表示例を次に示す。

第4章 内水ハザードマップの作成

平成 年 月 日			
情報共有についての同意			
<p>〇〇市長殿</p> <p>私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。</p>			
自治 区名	民生 委員	TEL FAX	
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()>			
住所	TEL FAX	インターネット(電子メール、携帯メール等)も含めた情報伝達手段	
氏名	(男・女)	生年 月日	
緊急時の家族等の連絡先			
氏名	続柄()	住所	
氏名	続柄()	住所	TEL
家族構成・同居状況等		居住建物の構造	木造二階建て、昭和〇年着工
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住…。		普段いる部屋	木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等
特記事項		寝室の位置	
要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要			
緊急通報システム (あり・なし)		肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない。	
避難支援者			
氏名	続柄()	住所	
氏名	続柄()	住所	

(裏)

避難勧告等の伝達者・問合せ先
 〇〇××さん(自治会副会長)。なお、〇〇介護センターからも伝達予定。
 ※ 聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要

その他
 担当している介護保険事業者名、連絡先等

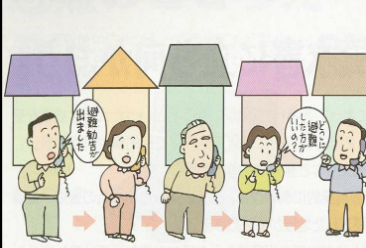
避難所
 避難所(集会所)
 避難支援者宅
 避難支援者宅
 豪雨時等はマンホールに注意
 冠水に注意

避難所の要援護者班: 〇〇さん、△△さん、□□さん
 福祉避難室: 1階和室

図4-23 避難支援プラン作成例


(出典：災害時要援護者の避難支援ガイドライン)

自主防災会・連絡網による情報伝達



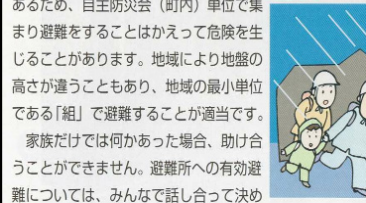
自主防災会の連絡網が有効に活用されれば、様々な確かな情報が住民に伝達されます。狭い世界の中での情報交換が不的確な情報デマに陥り易い傾向があるのに対して、連絡網の伝達によりそれを補充することができます。

災害時要援護者を安全な場所に避難




豪雨・暴風の最中では、高齢者・子供など災害時要援護者は活動に限りがあります。しかし、住民の皆さんの助け合いによって、安全な場所に避難することができます。地域の中で、災害時要援護者を最優先に考える体制を構築しておく必要があります。日頃から一人暮らしの高齢者の把握などに努めるようにしましょう。

避難は、組単位が適当



地震時の避難と違い、浸水等の被害があるため、自主防災会(町内)単位で集まり避難をすることはかえって危険を生じることがあります。地域により地盤の高さが違うこともあり、地域の最小単位である「組」で避難することが適当です。家族だけでは何かあった場合、助け合うことができません。避難所への有効避難については、みんなで話し合ってください。

マンション上階等を一時的避難所として解放しましょう



東海豪雨においても、この活動は、新聞等のマスコミによって、地域住民同志の助け合いとして大きく報道されているところです。豪雨・暴風がおさまる間の短時間の一時的な避難ですが、浸水している家屋の住民にとっては、非常に助かる活動です。

図4-24 自主防災活動例 (出典：名古屋市の防火&防災)

(5) 排水ポンプ場の情報

自然排水が困難になった場合に排水ポンプ場による強制排水が行われる排水区域や、常時排水ポンプ場により内水排除が行われている排水区域においては、放流先河川の水位が上昇した場合、河川の堤防等の安全性を確保するために排水ポンプ場の運転調整が必要となる恐れがある。この場合、排水区域内の浸水が急激に拡大することとなる。

そこで、排水ポンプ場の位置やポンプ排水区域、さらにどのような条件で排水ポンプ場が運転調整することがあるか等の情報についてわかりやすく記載することは、住民に対して排水ポンプ場の役割や緊急時の避難等の自助対応の必要性についての理解を促進するうえで重要である。

排水ポンプ場の情報の表示例を以下に示す。

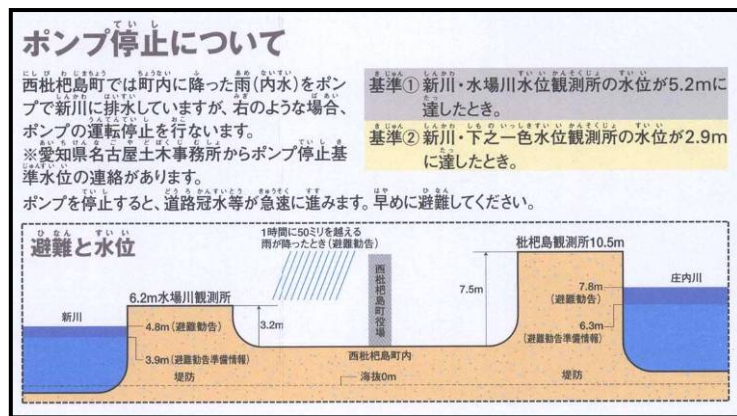


図4-25 排水ポンプ場の情報事例

(出典：西枇杷島町 災害に備えるマップ)

※発刊時において、図中の西枇杷島町は清須市に、名古屋土木事務所は尾張建設事務所に、西枇杷島町役場は清須市西枇杷島庁舎にそれぞれ変更となっている。

4.7 地域項目：災害予防情報

災害予防情報としては、浸水の発生に備えて平常時に住民等による対応が可能な情報をいい、浸水被害の予防あるいは軽減に役立つ情報を記載する。

災害予防情報としての記載項目は、以下のとおりである。

(1) 適正な土地利用への誘導

(2) 貯留・浸透施設の設置に関する事項

【解説】

平常時からの災害予防情報として、住宅建築時の土地利用に関する情報の提供や建築上の対応策等を例示することは、浸水被害の予防あるいは軽減に有効である。建築上の対応策の一つとして、個別貯留・浸透施設の設置に関する助成制度等を導入している自治体においては、積極的に広報することも重要である。

(1) 適正な土地利用への誘導

都市への人口集積が進むと、既存集落よりも低いところにある田畑や草原だった土地が、市街化されるようになるが、それらの土地では、過去の浸水実績が記録として残されていることが少なく、浸水への配慮がなされないまま開発が進められていることがある。

宅地等の開発に際し、過去の浸水実績等の当該地域の浸水に関する情報が内水ハザードマップ等により公表されていれば、宅地としての開発が抑制、又は他用途として利用形態が変更されるなど、長期的な観点から浸水安全度の低い住宅ストックの増加が抑制されることが期待できる。また、そのような土地で住宅等を建築する場合であっても、施設の耐水化等の設計に当たっての留意事項を記載しておくことにより、内水による浸水被害を軽減することが可能となる。

① 建築時の留意事項

浸水する恐れのある低地部の住宅では、敷地高のかさ上げや、床上まで浸水しないよう高床式とする等の施設の耐水化を図ることで浸水被害が軽減できる。床上浸水に備えて家財を2階に移動させやすいよう、階段の踊り場や階段幅を広くしておく等の工夫も考えられる。

② 地下室等設置時の留意事項

地下室等（半地下を含む）を設置する場合は、直接外部への出入り口を設けないか、設ける場合は出入り口の前面を周囲より高くする。その他、ドライエリア周囲の壁を高くする、換気口を立ち上げる、扉の前室を広くする、扉の下部を転倒式にする等の工夫が必要である。

また、下水管きょ内の水位上昇によって地下施設に下水が逆流する恐れがあるので、排水ポンプ場の設置による予防措置が必要である。

適正な土地利用への誘導に関する情報の表示例を次に示す。

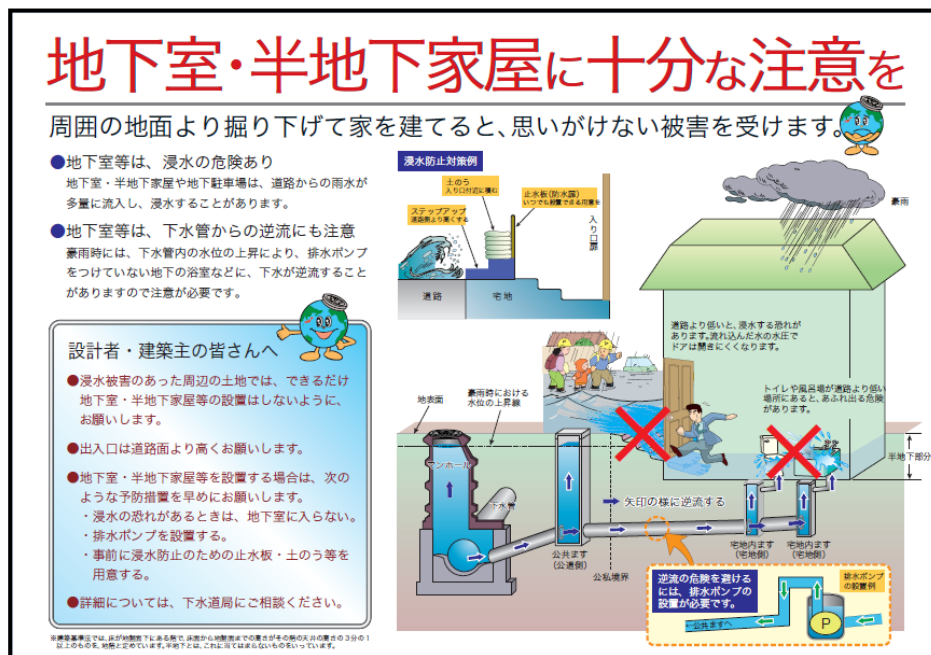


図4-26 地下室・半地下家屋への注意事例
(出典：東京都下水道局 地下室・半地下家屋にご用心!?)

(2) 貯留・浸透施設の設置に関する事項

ハードの浸水対策としては、都市化によって増大するピーク流出量に対応する雨水流出抑制を目的とした貯留・浸透施設を効果的に組み込むことが重要である。そのため、公助によるハード対策としての大規模貯留管や調整池等の整備、他の主体との連携による学校、公園、駐車場等と一体となった多目的な貯留・浸透施設の整備を進める一方、自助として個別の建築物や宅地における貯留・浸透施設の導入を住民等に積極的に要請することが必要である。一つ一つの流出抑制効果は小さいものの、流域全体にわたってきめ細かく広げていくことにより、相当の効果が期待できる。また、貯留・浸透施設の設置の促進により、浸水対策としてだけでなく、流域の水循環、水と緑のネットワーク、ヒートアイランド対策等の都市の身近な水資源として多面的な効果が期待される。

公助として整備された貯留・浸透施設については、内水ハザードマップにその位置や規模を表示することも効果的であるが、施設の流出抑制能力を超える降雨に対しては注意が必要な旨を記載しておく必要がある。

また、自助として住民等が設置する貯留・浸透施設への助成制度や税制・金融上の特例措置については、積極的に広報し、制度の活用を推進することが望ましい。

ただし、浸透施設の設置にあたっては、地盤特性が浸透適地かどうか、また、浸透適地であっても、雨水の浸透により地すべり等が発生する恐れがないかどうか等について留意する必要がある。

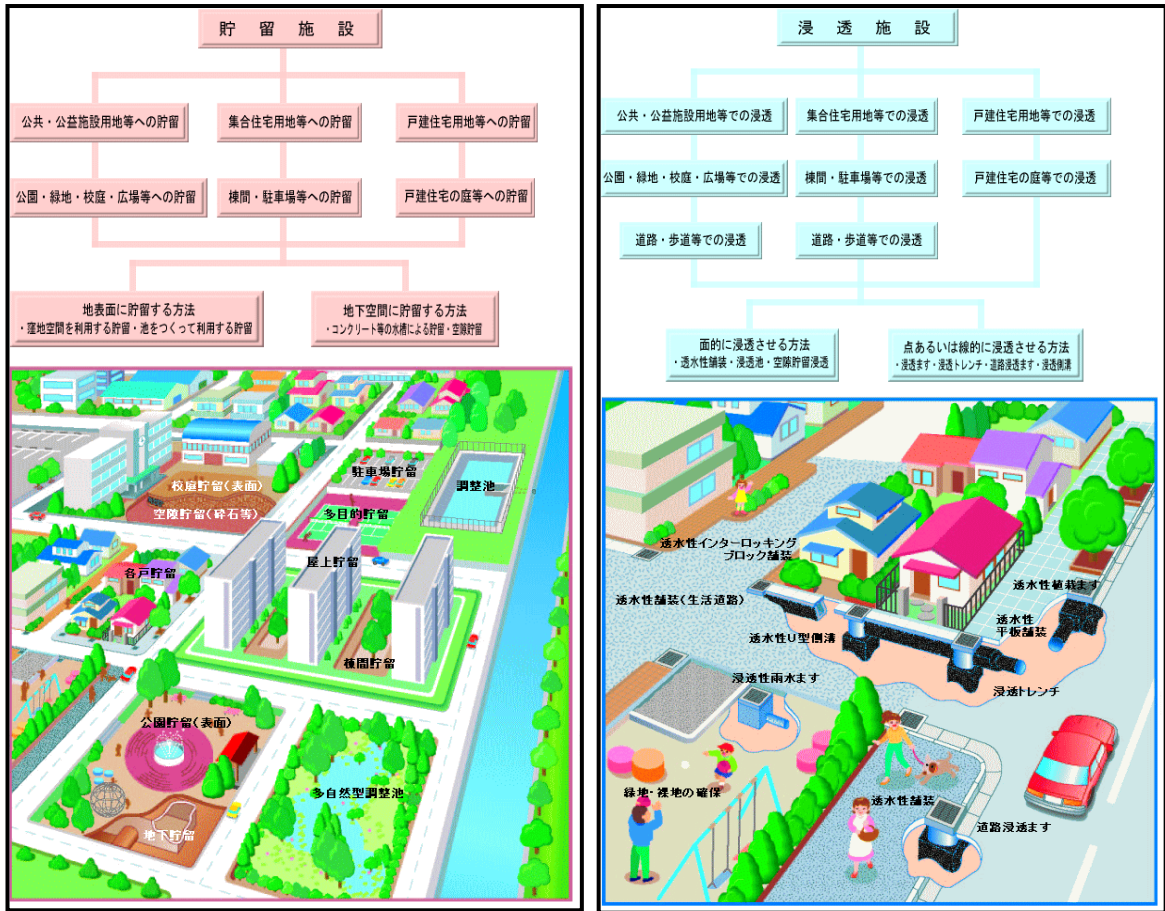


図4-27 貯留浸透施設（出典：（社）雨水貯留浸透技術協会）

4.8 地域項目：災害学習情報

災害学習情報としては、水害に対する住民等の意識向上を図り、内水対策を含めた下水道が果たす役割について理解を深めるのに役立つ情報を記載する。

災害学習情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- (1) 水害の発生メカニズム、地形とはん濫形態
- (2) 下水道の役割
- (3) 下水道整備状況、整備計画

【解説】

地域特性を踏まえた浸水の発生メカニズム等を説明することにより、日頃から水害に対する住民等の理解を深め、自助の意識を醸成することが有効である。さらに、公助としての水害への取り組み状況を記載することによって、公助・自助として行政と住民等がお互いに果たす役割についての理解が深められることが期待できる。

(1) 水害の発生メカニズム、地形とはん濫形態

内水や洪水に関する基礎的な知識を内水ハザードマップに記載することは、水害に対する意識を高め、地域の水害特性等の周知を図るうえで効果的である。内水による浸水被害の発生メカニズムとして、下水道施設の雨水排水能力を超える降雨により、下水道から雨水が地表面に流出する可能性があることや、下水道の雨水排水能力以内の降雨であっても放流先河川の水位上昇によって自然放流ができずに水があふれる場合があること、排水ポンプ場による強制排水区域においては、放流先河川の水位が一定以上となった場合に排水ポンプ場の運転調整を行うことがあること等を内水ハザードマップで周知することは、浸水に対する住民のリスク認識を高めるうえで効果的である。

さらに、過去の浸水実績や、近年発生した都市型水害による被害写真を掲載し、近年の集中豪雨の発生状況を解説すること、降雨の規模による違いや、洪水に至るまでの時系列を分かりやすく示すため、これらの対象降雨よりも小さな降雨を追加することも、地域住民がハザードマップの意義を理解するうえで有効である。

水害の発生メカニズム、地形とはん濫形態に関する情報の表示例を次に示す。



図4-28 はん濫形態の解説例（出典：七宝町 ハザードマップ）

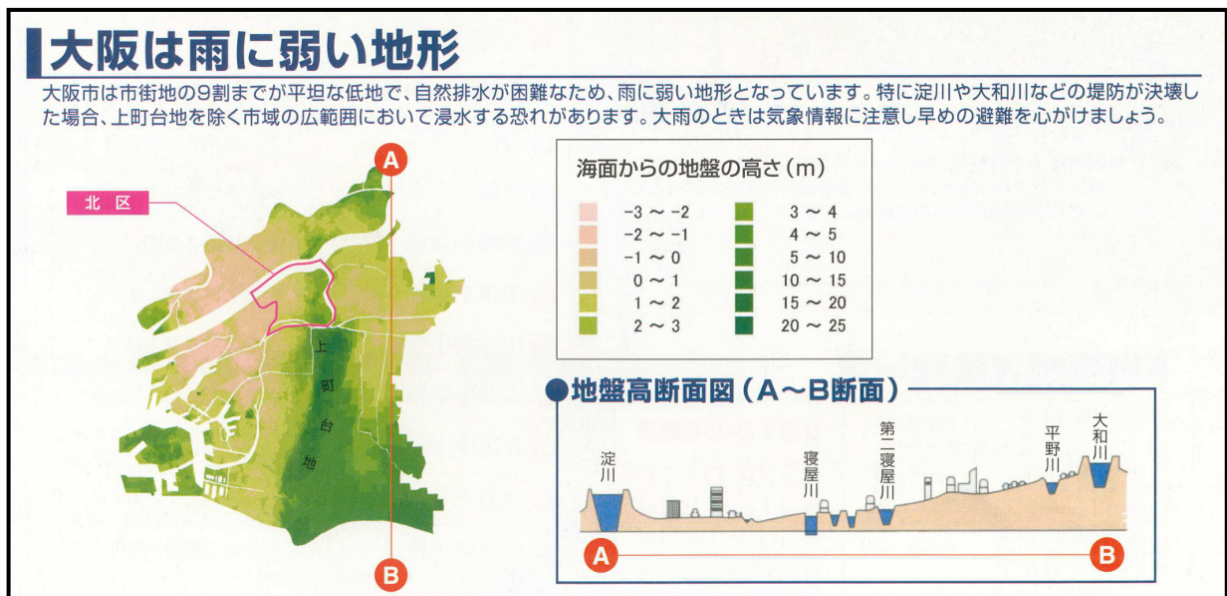


図4-29 地形の解説例（出典：大阪市-水害に備えて-防災マップ）

(2) 下水道の役割

下水道は、単にナショナルミニマムとしての生活排水対策だけでなく、「安全」、「環境」、「暮らし・活力」に関わる多様な役割を担っている。内水ハザードマップに下水道の多様な役割を紹介することで、都市の浸水対策としての下水道の役割を周知することに加え、さらに下水道に対する住民の理解が一層深まることが期待される。情報の表示例を次に示す。

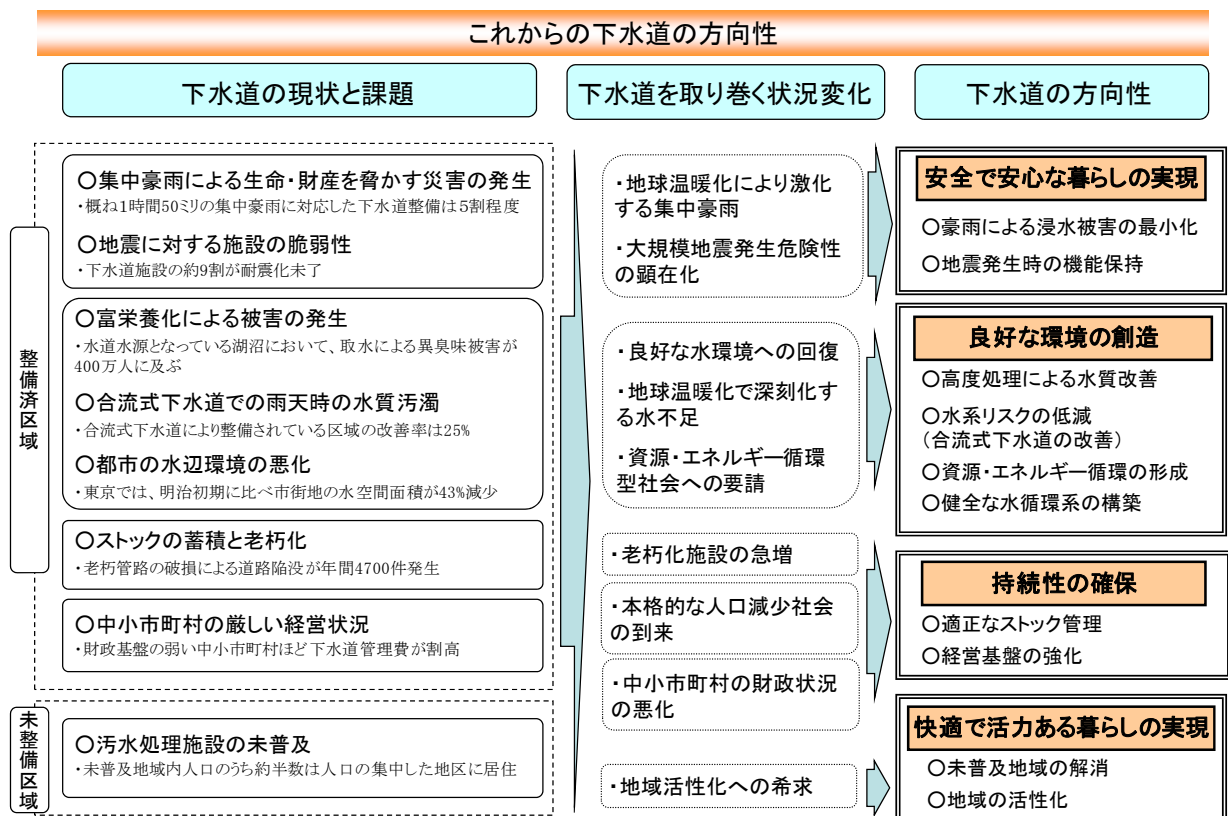
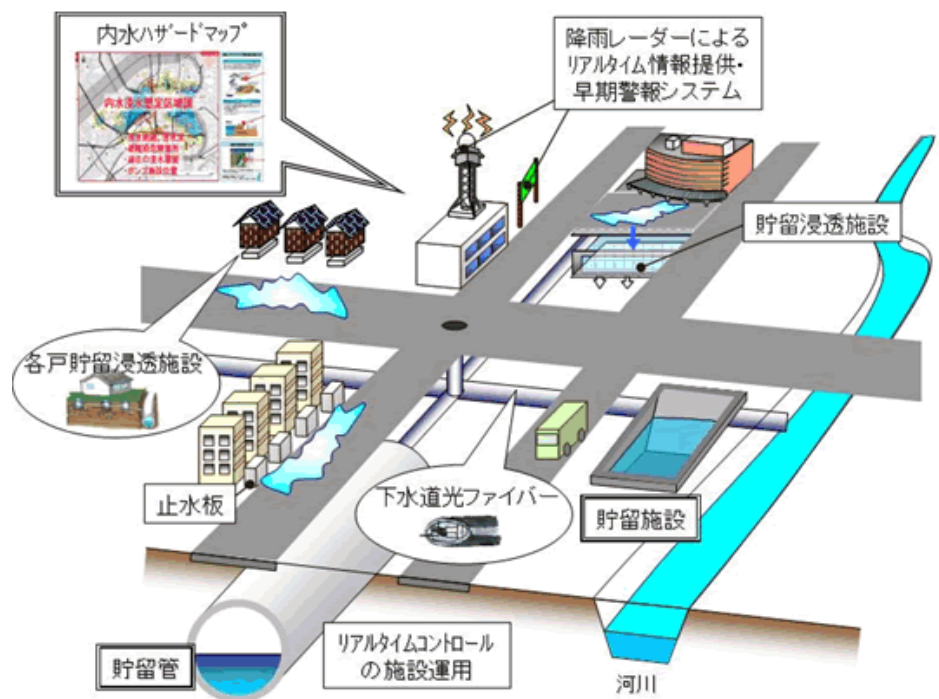


図4-30 下水道の多様な役割

(出典：国土交通省都市・地域整備局下水道部)



ハード整備
貯留管

ソフト整備
幹線水位情報
(電光掲示板)

自助
雨水流入防止
(止水板)

図4-31 下水道の総合的な浸水対策
(出典：国土交通省都市・地域整備局下水道部)

(3) 下水道整備状況、整備計画

下水道による浸水対策の実施状況や整備の効果を内水ハザードマップに記載することは、住民に公助としてのハード対策の取り組み状況について理解を深める上で効果的である。具体的には、都市浸水対策達成率の推移の表示、下水道整備済み路線と整備計画路線の表示、貯留管の設置前と設置後における同規模相当降雨時の床上・床下浸水家屋数の公表、施設の最適運用による浸水被害軽減の工夫の表示等が考えられる。情報の表示例を次に示す。

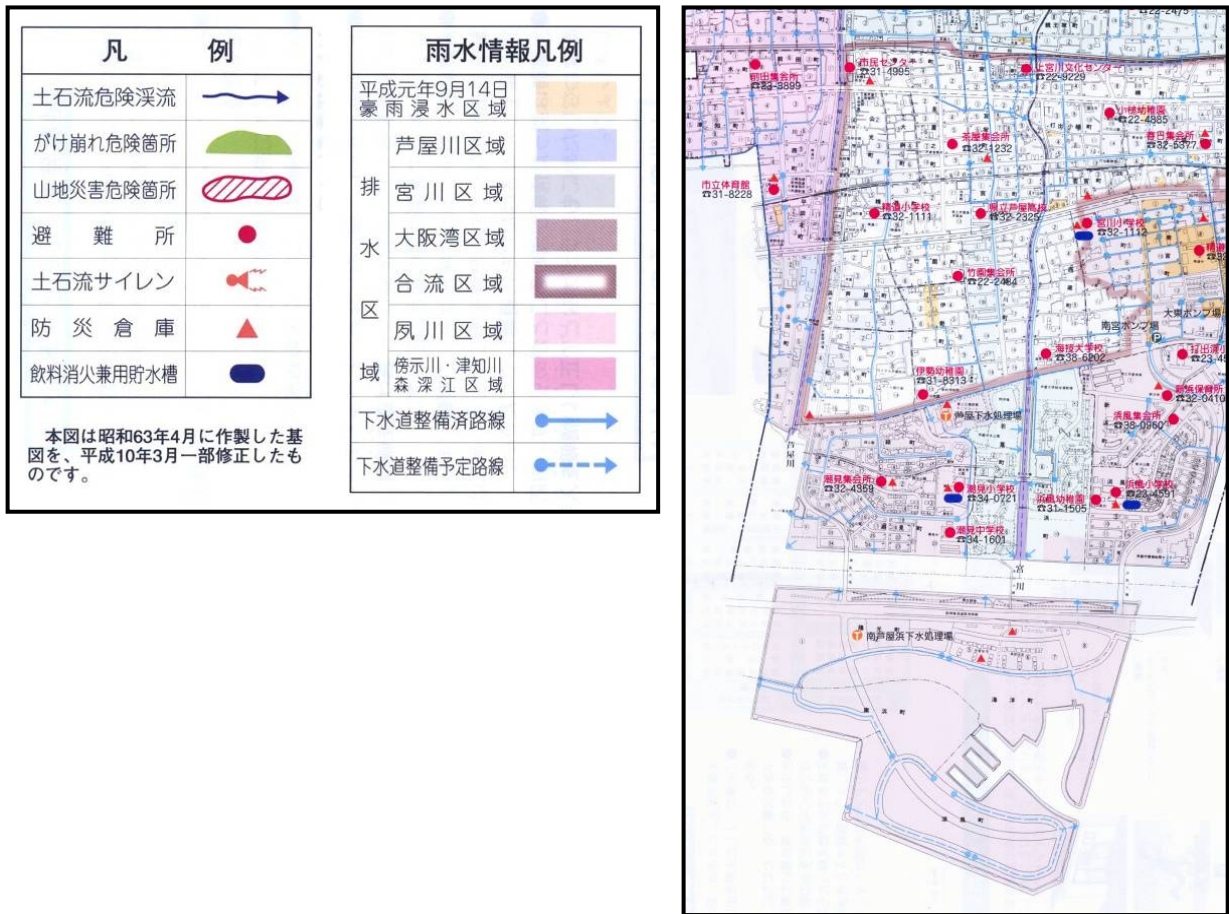


図4-32 下水道整備状況を記載した例

(出典：芦屋市土砂災害危険箇所図及び浸水情報マップ)

4.9 作成範囲

内水による浸水に関する情報や避難に関する情報等を住民にわかりやすく提供するために、内水ハザードマップを作成する適切な範囲を検討する。

【解 説】

内水ハザードマップは、市町村全域を対象とすることが望ましいが、内水浸水想定区域図を基本資料として作成するものであることから、浸水が想定される区域に限定した地区を対象とすることも考えられる。

内水ハザードマップは内水による浸水に関する情報や避難に関する情報等を住民にわかりやすく提供することを目的としたものであり、これらの情報を住民等に公表・周知するに当たり、最も効果的な範囲を検討して内水ハザードマップを作成することが必要である。

なお、市町村界を越えて内水浸水想定区域が広がっている場合や隣接する市町村に、より適切な避難場所が存在するような場合には、隣接する市町村と連携を図り、市町村界を越えた範囲を含む内水ハザードマップを作成することも検討することが望ましい。市町村界を越えた表示例を以下に示す。

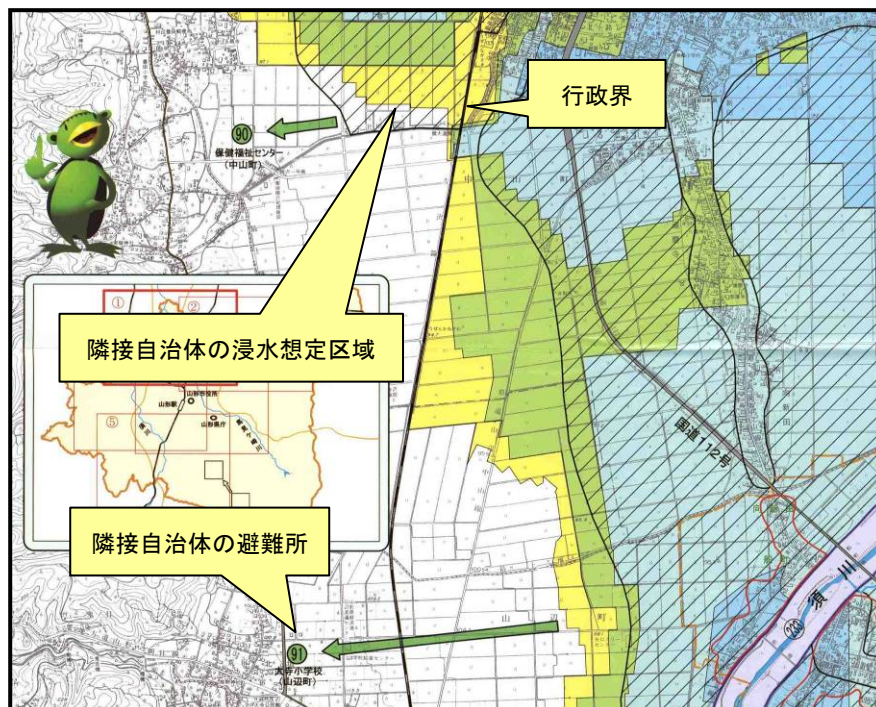


図4-33 浸水想定区域及び避難場所に隣接自治体を含めた事例
(出典：山形市洪水避難地図)

4.10 縮尺と形態

内水ハザードマップは、住民への内水浸水想定区域の周知及び避難場所や避難経路等の地域特性に応じた記載事項の判別に必要と考えられる縮尺と形態を有するよう検討する。

【解 説】

内水ハザードマップは、表示された内水浸水想定区域が過去の浸水実績や地形等地域の浸水特性に照らして容易にイメージすることができ、地形条件や建物位置等が判読できる縮尺(1/10,000縮尺程度で、1/2,500国土基本図を縮小編纂したものが望ましい。)とする。なお、背景地図の複製・調製に当たっては、測量法、著作権法等関係法令に基づく諸手続が必要である。

また、記載する情報の表示方法や情報量を考慮して、内水ハザードマップの形態を検討する。主な内水ハザードマップの形態を表4-5に示す。

内水ハザードマップには、タイトル、索引図(当該図の位置あるいは隣接図との接続関係を示す図)、凡例及び作成時期を記載する必要がある。

表4-5 主な内水ハザードマップの形態

形 態	概 要	備 考
図面形式	A1～A0 程度の図面に情報を記載したもの	・記載可能な情報量が限られる場合がある。
冊子形式	B5～A4 程度の冊子に情報を記載したもの	・図面縮尺が小さくなる場合や複数枚の図面になる場合がある。
図面＋冊子形式	A1～A0 程度の図面と B5～A4 程度の冊子のセットに情報を記載したもの	・情報が分散する場合がある。

【タイトルの表示例】

〇〇市 内水ハザードマップ

【凡例の表示例】

凡 例			
想定される浸水の深さ			
	20cm未満の区域		1～2m未満の区域
	20～50cm未満の区域		2～5m未満の区域
	50cm～1m未満の区域		5m以上の区域
	過去の浸水区域		病院
	ポンプ排水区域		市役所・支所
	避難所		地下街
	消防		アンダーパス
	警察		ポンプ施設

4.11 住民等からの意見の反映

内水ハザードマップの作成に当たっては、住民等の意見が反映されるよう努める。

【解 説】

内水ハザードマップは、浸水等の情報を住民等にわかりやすく提供することにより、内水による浸水被害を最小化することを主な目的として作成されるものであるが、内水による浸水は、河川の堤防の決壊や河川からあふれた水による浸水よりも発生頻度が高く、市民生活や企業活動にとって密接な関わりを持っており、住民の関心も高い。そのため、内水ハザードマップの作成に当たっては、作成時から積極的に住民等から意見の聴取を行うこと等によって、地域の実情、過去の災害経験等、地域特性を内水ハザードマップに反映させるよう努める必要がある。

そこで、内水ハザードマップの作成に当たっては、以下に示すような方法により、浸水実績や避難経路、洪水予報や避難情報の伝達方法等について地域住民と行政、その他関係機関が協働して検討するなど、作成時から住民等からの意見の反映を行うことが望ましい。

住民等が作成時から参画することによって、地域の浸水の実態等が内水ハザードマップにきめ細かく反映されるだけでなく、作成に協力した住民等自身が、浸水に対する関心や意識が高まることで、より一層、自助意識・防災意識を高めることになり、さらに内水ハザードマップが有効に活用されることにもつながる。

住民等からの意見の聴取方法の事例を以下に示す。

- ・住民等に対するアンケートの実施や聞き取り調査
- ・内水ハザードマップの作成に関する住民意見の公募
- ・水防管理団体、地下街・ビル管理者、商店街組合、福祉関係者、自主防災組織、自治会の代表者、ライフライン関係機関、鉄道、電話会社、警察等で構成される内水ハザードマップ検討委員会での意見聴取
- ・地域の実情や防災に詳しい学識経験者からの意見聴取
- ・防災部局、都市計画部局等の関係部局との意見調整

4.12 他計画との整合

内水ハザードマップに記載する項目の内容については、関係部局が連携して市町村地域防災計画等と整合を図る必要がある。

【解説】

内水ハザードマップに記載する項目の内容については、関係部局が連携して市町村地域防災計画において定められる避難場所等の避難に関する情報、自主防災組織あるいは地下街等の管理者が作成する防災計画に記載される事項及び洪水や津波、高潮、土砂災害、地震、火山等の各種ハザードマップの内容と整合を図る必要がある。

(1) 市町村地域防災計画との整合

市町村防災会議（設置しない市町村は当該市町村の長）は、防災基本計画に基づき市町村地域防災計画を作成しなければならないが、その内容は以下のとおりである（災害対策基本法第42条第2項）。

- ①当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- ②当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策ならびに災害復旧に関する事項別の計画
- ③当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- ④前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

市町村防災会議は、防災情報の収集及び伝達の計画、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達の計画、避難施設の整備に関する計画を市町村地域防災計画として作成することとなるため、内水ハザードマップに記載する項目の内容については、関係部局が連携し、これらの内容と整合を図る必要がある。

(2) 自主防災組織等が定める計画との整合

災害対策基本法では、市町村長は自主防災組織の充実を図り（法第5条第2項）、国及び地方公共団体は、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項の実施に努めなければならない（法第8条第2項第13号）と定められている。

自主防災組織や地下街等の管理者により独自の防災計画が定められている場合は、これらとの内容と整合を図る必要がある。

(3) 洪水ハザードマップ等との整合

市町村防災会議は、水防法第14条第1項の規定により浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとされている（水防法第15条第1項）。

①洪水予報等の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの名称及び所在地

また、市町村長は、上記事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならないとされている（水防法第15条第4項）。

上記事項が記載された洪水ハザードマップが作成されている場合や、中央防災会議が作成する防災基本計画において整備を図るものとされている津波、高潮、土砂災害等のハザードマップが作成されている場合には、その内容と整合を図るよう関係部局と連携を図る必要がある。

さらに、特定都市河川浸水被害対策法により、都市浸水想定区域の指定が行われている場合（特定都市河川浸水被害対策法第32条）には、この区域との整合を図る必要がある。

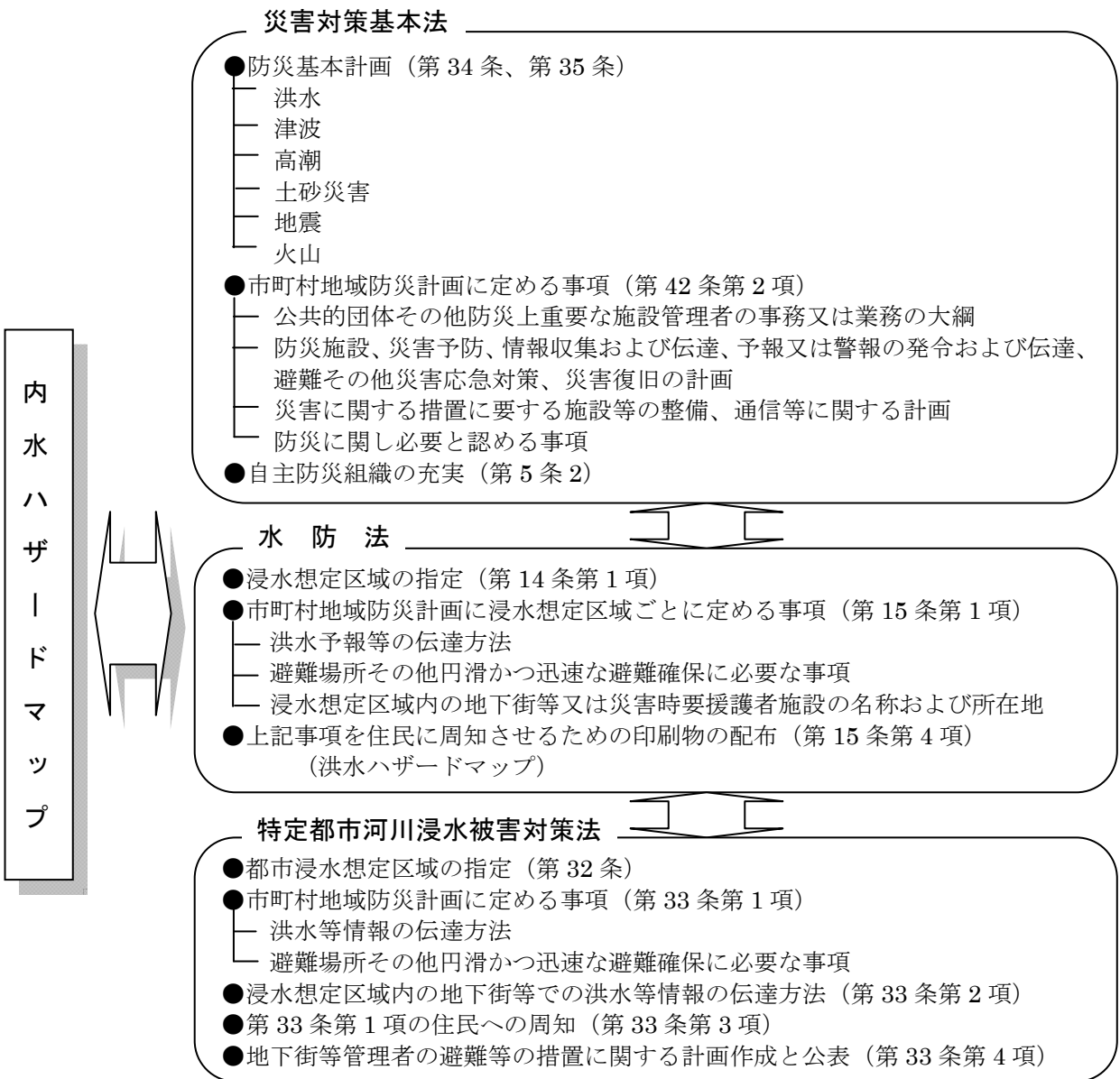


図4-34 他計画との整合

【作成事例】

本手引きに基づいて作成した事例を以下に示すので、作成の参考とされたい。

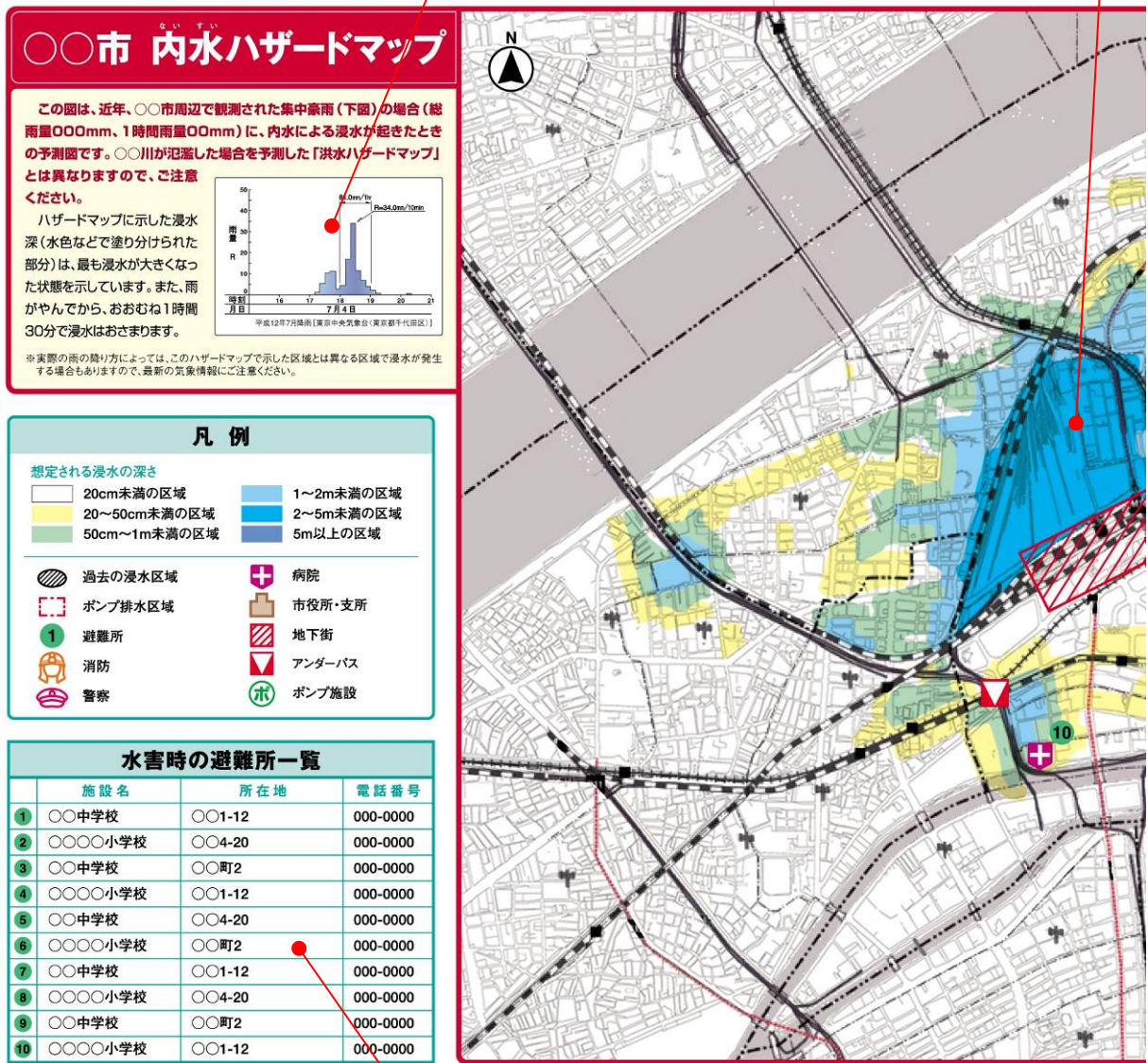
この作成例は、必要最小限の記載内容を例示したものであり、実際の作成に当たっては、地域の実情に応じて創意工夫が必要である。なお、内水浸水想定区域や各種施設位置等については、実際とは異なる。

〈A4 三つ折〉

(見開き) 共通項目で構成

4.4 浸水に関する情報
(3) 内水浸水想定区域設定の対象降雨

4.4 浸水に関する情報
(1) 内水浸水想定区域図



4.5 避難に関する情報
(1) 避難場所

4.6 災害時活用情報
(1) 過去の浸水実績

4.4 浸水に関する情報
(2) 浸水シナリオ

4.6 災害時活用情報
(2) 地下街、地下室等の情報

4.6 災害時活用情報
(5) 排水ポンプ場の情報

4.4 浸水に関する情報
(4) 放流先河川等の水位条件

4.6 災害時活用情報
(5) ポンプ施設の情報


内水氾濫した場合

河川の堤防が壊れたり、堤防から水があふれることによって起こる浸水は、内水ハザードマップでは想定していませんので、ご注意ください。

【内水ハザードマップ】で扱う浸水の起こり方

下水道の雨水排水能力を上回る降雨や河川へ放流できないことによる浸水

内水ハザードマップは、河川に余裕があっても下水道の雨水排水能力を上回る降雨(1時間に00mmを超える雨)の場合や、逆に下水道の雨水排水能力に余裕があっても、河川に放流できない場合に発生する浸水を想定しています。

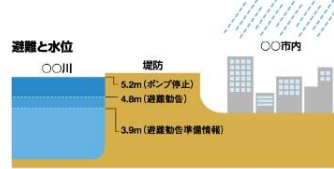


ポンプが停止した時に起こる浸水


ポンプを停止すると、浸水等が急速に進みます。早めに避難してください。下記の水位に達すると、避難勧告準備情報や避難勧告が出ることがありますので、河川水位情報にご注意ください。

○河川の水位情報については、ホームページアドレス <http://000.000.jp>

※○市では市内に降った雨(内水)をポンプで○市へ排水しますが、水位が5.2mになった場合はポンプの運転を停止します。



最新の気象情報の入手先

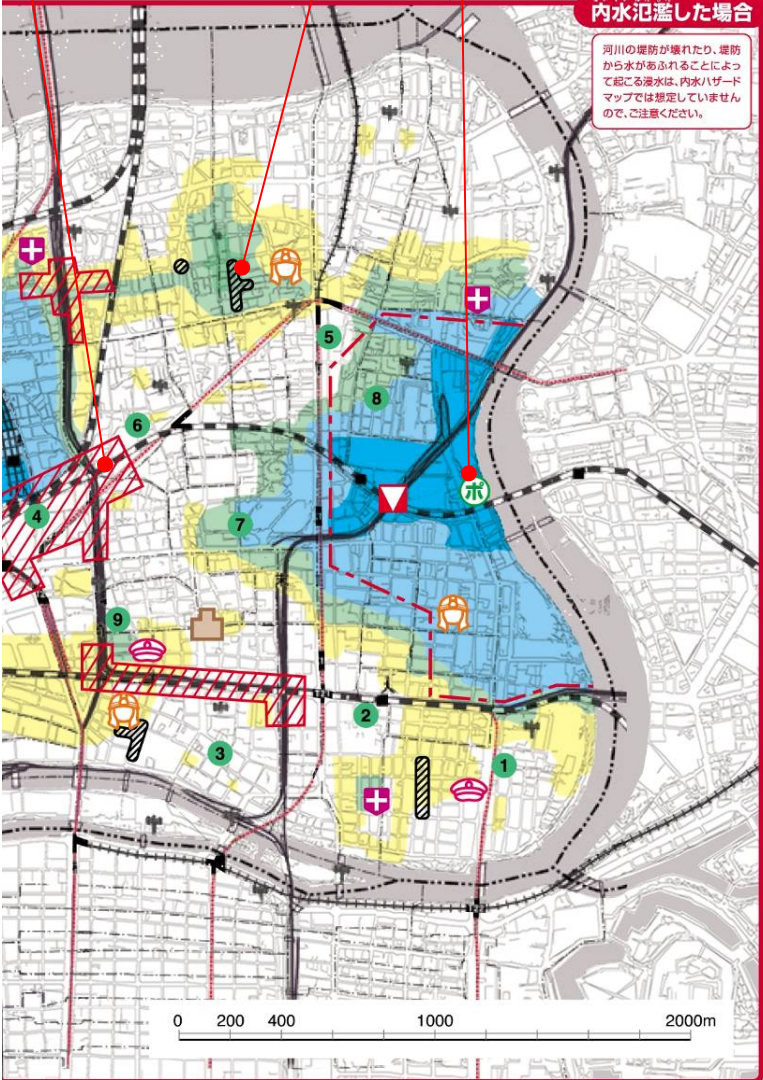


雨量・水位・流量・監視カメラによる現状などの最新情報は、インターネットでリアルタイムに入手できます。

ホームページアドレス <http://0000-000.0000.or.jp>

●携帯電話から降雨情報へのアクセス方法
メニュー→天気・ニュース→天気→○市→○市→「今の雨情報」「今後の雨情報」

4.4 浸水に関する情報
(5) 最新の気象情報等の入手先



(表・裏) 地域項目で構成

避難時、水深が浅くても危険

大人のヒザぐらいの水深でも、蓋のはずれたマンホールや側溝に足をとられる恐れがあるので危険です。また、場所によっては、水の流れが速くて危険です。2人以上での避難を心がけてください。

4.5 避難に関する情報 (2) 避難時危険箇所



4.5 避難に関する情報 (3) 洪水予報、避難情報の伝達方法

4.5 避難に関する情報 (4) 避難勧告等に関する事項

災害時

避難情報が出ていなくても、浸水は急に起こることがあるため

- 連絡網による情報伝達**
町内会等の連絡網により、確かな情報を伝達しましょう。お互いに声をかけ合って、取り残される人がいないか気をつけましょう。
- 避難は、グループ単位で**
1人での避難は危険です。隣近所でも声をかけ合い、グループ単位での避難を心がけましょう。

地下街や地下室の浸水対策

浸水が想定される区域の中では、危険を伴う場合があります。土のうや止水板の準備をしておきましょう。

豪雨時の地下室は危険ですから、浸水の危険がある時は、早めに避難しましょう。

簡易水防工法の例

下記の簡易水防工法は、あくまでも小規模な水害で、水深の浅い初期の段階で行うものです。危険を感じる前に、早めの避難を心がけてください。止水板を設置したり、土のうも準備しておきましょう。

- 簡易水防のうとダンボールによる工法**
家庭で使っている40リットル程度の容量のゴミ袋を二重にして、中に半分程度の水を入れて強め、すき間なくくべます。ダンボールに入れて連結すれば強度が増し、中に詰める水のうも積み重ねて使用することができます。
- プランターとレジャーシートによる工法**
土を入れたプランターを連結し、レジャーシート等で密着が使用します。
- ポリタンクとレジャーシートによる工法**
10リットルまたは20リットルのポリタンクに水を入れ、レジャーシート等で密着込み、連結して使用します。
- 臨時の止水板**
出入口に蓋の板などを使用して、浸水を防ぎます。その他に、土のう、敷板、身近なボード、テープ、袋等を用いて水の流入を防ぎます。

地下室を設けると思われ被害を受けることがありますので、浸水防止対策をしましょう。

地下への出入口は、前面を周囲よりも高くし、雨水の浸入を防ぎます。それが難しい場合には、止水板や土のうをいつでも設置できるように準備しておきましょう。

下水管から雨水が逆流する恐れがあるため、排水ポンプの設置も必要となります。詳しくは、市役所下水道課へお問合せください。

- 電話番号 ○○○-○○○
- 担当 ○○係

4.6 災害時活用情報 (3) 自助に関する事項

4.7 災害予防情報 (1) 適正な土地利用への誘導

災害に備えて準備するもの

常にリュック等に入れておき、定期的に点検しましょう。

<input type="checkbox"/> 内水ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 非常食
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 水
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 缶切り
<input type="checkbox"/> 乾電池	<input type="checkbox"/> ロープ
<input type="checkbox"/> 緊急医療品	<input type="checkbox"/> 着替えの衣類
<input type="checkbox"/> ろうそく	<input type="checkbox"/> 貴重品
<input type="checkbox"/> マッチ/ライター	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

我が家

内水ハザードマップで最寄りの避難先を確認し、記入して

- 我が家の浸水深 _____ cm
- 家族の連絡先 _____

内水ハザードマップ: ○○市下水道課 TEL.000-0

4.6 災害時活用情報
(4) 共助に関する事項

時の心得
早めの対応を心がけてください。

2. 災害時避難者を安全な場所に避難
地域の中で、高齢者・子供などの災害時要援護者の避難を最優先に考え、日頃から高齢者の影響などに努めましょう。皆さん一人ひとりの助け合いによって、安全な場所に避難することができます。

4. マンション上階等を一時的な待避場所として開放
建物の上階などを浸水がおさまるまでの一時的な待避場所として開放することは、浸水家屋の方々には大きな支えとなります。

皆様のご協力をお願いします

3. 近くの雨水ますの点検・清掃を
ますに泥や落ち葉、ゴミが溜まると、浸水原因になります。家の近くの雨水ますの点検にご協力をお願いします。

2. 家庭に雨水貯留・浸透施設の設置を
を一時的に貯留したり、人工的に地下へさせることで、下水道への流出が抑えられ、被害が緩和されます。
：庭での取組により全体で相乗の効果がされますので、皆さんの力をお願いします。

※市では、雨水利用タンクや雨水浸透ますの購入費用の一部を助成しています。お問い合わせは市下水道課へ

の防災メモ

おさしませよう。

● 我が家の避難先

● 緊急連絡先

警察	110	雨水課	000-0000
消防・救急	119	下水道課	000-0000
災害対策本部	000-0000	NTT	000-0000
警察本部	000-0000	〇〇電力	000-0000
消防本部	000-0000	〇〇ガス	000-0000

に関するお問合せ先
00-0000 <E-mail:0000@000000.jp>



近年、(平成12年9月東海豪雨)(平成16年7月新潟・福島豪雨及び福井豪雨)(平成17年9月4日東京・埼玉集中豪雨)のような下水道の雨水排水能力を超える豪雨により、大規模の浸水被害が発生しています。

〇〇市では下水道で想定している以上の大雨が降った場合や河川が氾濫しなくても河川に放流できない場合に発生する浸水(これを内水ないすいといいます)の想定区域や浸水時の心得などを示した【内水ハザードマップ】を作成しました。

浸水による被害を軽減するためには、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのかを把握し、いざという時にとるべき行動をあらかじめ考えておくなど、日頃からの備えが重要です。【内水ハザードマップ】を役立てていただき、もしもの時の役割や連絡方法などについて、家族や町内会等で今一度よく話し合っておきましょう。

マーク 〇〇市

4.6 災害時活用情報
(3) 自助に関する事項

4.7 災害予防情報
(2) 貯留・浸透施設の設置に関する事項